

【共通編】

第12章

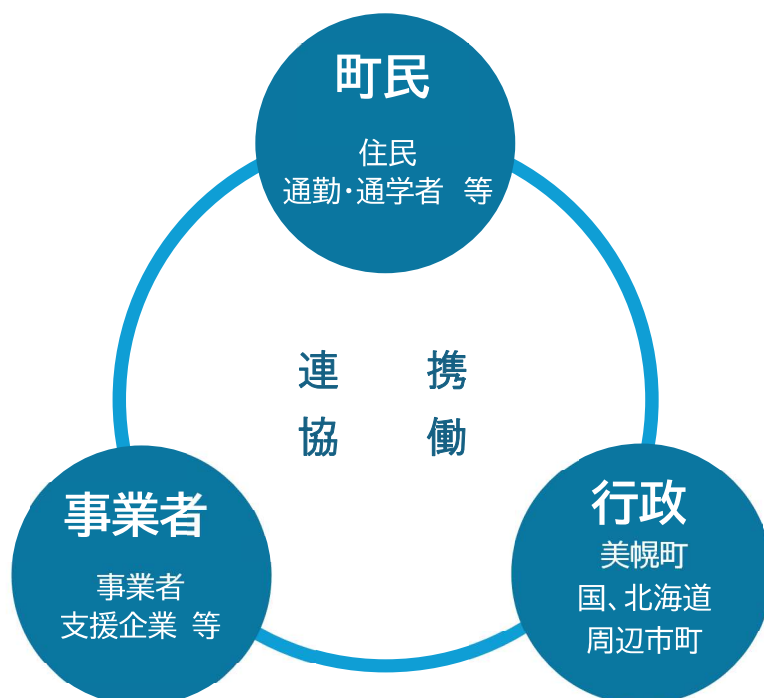
計画実現に向けた方策



12-1 基本的な考え方

(1) 連携と協働

- 本計画における将来都市像の実現や各種施策の推進に向けては、行政のみでの課題解決や施策実行には限界があることから、町民、事業者、行政それぞれが適切な役割分担のもとに連携・協働し、同じ目的を共有しながら官民連携による一体感のある取組として進めていきます。
- 町民に対しては、まちづくりに関わる活動組織やボランティア団体の活動を積極的に支援するとともに、参加を促すための様々な取組を行います。また、都市計画提案制度の周知と適切な運用により、町民主体のまちづくりを推進します。
- 事業者に対しては、本計画の目的を十分尊重し、美幌町の将来都市像や都市計画の目標に整合するよう、予定する事業内容について行政と十分な協議を重ねた上で協力的配慮を求め、適切なまちづくりに向け誘導していきます。
- 行政においては、効果的、効率的に計画を推進するため、関係各課を含めた横断的な情報共有と連携体制を構築するほか、国や北海道、周辺市町との調整や協力を留意し、計画を推進していきます。



(2) 情報の提供と共有

- 美幌町のまちづくりに町民の関心や参画意欲を高めるため、本計画に基づいて進められるまちづくりや都市計画・都市施設の見直しに関する必要な情報については、広報紙やホームページ、SNSなどの多様な発信手段を活用して適切に提供を行います。
- 町から発信された情報を正しく理解していただくため、まちづくりに関わる出前講座などを開催し、意見交換を通じて共有を図ります。

(3) 各種計画との一体的な推進

- 本計画は、美幌町のまちづくりの最上位計画である「第6期美幌町総合計画」や北海道が定めた「美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)」に即すとともに、関連する各種計画と整合を図りながら策定したものです。
- 将来都市像の実現に向けては、まちづくりにおける各種計画との相互連携に努め、今後の改定や見直し、新たに策定する計画に留意しながら一体的な取組として推進していきます。

(4) 規制・誘導手法の運用

- 都市計画法に基づく各種指定や制限、都市計画以外の法制度、北海道における各種条例により、本計画における施策の実現が可能なものについては、これらの一体的な運用により適宜規制誘導を進めていきます。
- 法令等による規制誘導だけでは手の届かない細かな部分については、建築協定や緑化協定など行政との連携のもと地域住民が自らの意思で定めたルールにより規制・誘導を図るとともに、まちづくりに関わる住民運動や組織活動を行政が支援するなど、柔軟に対応していきます。

(5) SDGs 達成に向けた推進

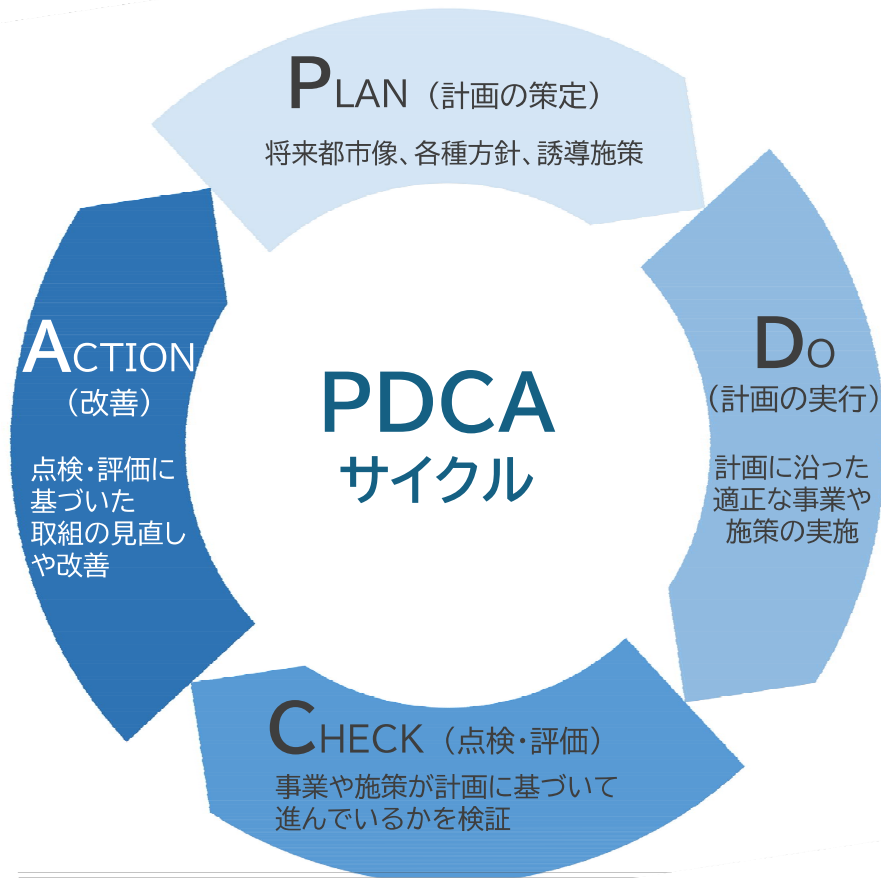
- 第6期美幌町総合計画基本計画(後期)の策定・推進にあたっては、「持続可能な開発目標(SDGs)」で掲げられる理念を取り入れながら政策・施策に取り組んで行くとしていることから、本計画においても同様に、本計画に位置づけた将来都市像や分野別の各種施策を実現することで、「SDGs」の達成に向けた取組につなげていきます。
- 本計画に示された誘導施策や先導的な役割を担う取組は、「目標11:住み続けられるまちづくりを～包摂的で安全かつ強靭で持続可能な都市及び人間居住を実現する」に多く該当するほか、「目標4:質の高い教育をみんなに～すべての人々への包摂的かつ公正な質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」、「目標7:エネルギーをみんなにそしてクリーンに～すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する」、「目標8:働きがいも経済成長も～包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用を促進する」、「目標9:産業と技術革新の基盤をつくろう～強靭なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る」、「目標13:気候変動に具体的な対策を～気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる」も該当しています。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



(6) 計画の進行管理と見直し

- 本計画に沿った事業や各種施策を実行した際に、その効果や未着手状況などを検証し次の対策に反映させていくことが大切であることから、Plan(計画の策定)、Do(計画の実行)、Check(点検・評価)、Action(改善)の「PDCAサイクル」による考え方にに基づき、効率性や経済性などにも考慮した上で、進行管理を行います。
- 本計画は20年後の令和26(2044)年を目標としたものですが、それまでの期間内において、「美幌町総合計画」、「美幌都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」などの上位計画並びに都市計画法などの関係法令の改定や、社会経済情勢や住民意識の変化など、計画の前提や方針に大きく影響が及ぶ場合には、柔軟に計画の見直しを行います。



12-2 先導的な役割を担う取組

(1) 小中一貫教育実践に向けた義務教育学校の整備

- 子どもたちを取り巻く教育環境の変化や学校が抱える課題の多様化などへの対応に加えて、今後想定される児童生徒数の減少を見据え、施設一体型の義務教育学校1校による小中一貫教育導入のため、学校敷地を基本とした改築や新築による施設整備により、小中学校 9 年間を見通した切れ目のない教育の推進と持続可能な教育環境を確保します。

【関連するSDGs】



(2) 図書館の整備

- 既存の美幌町図書館については、施設の老朽化・狭隘化、駐車場不足のほか、コミュニティ機能の充実など、新しい機能とサービスを備えた図書館として、まちなかへの立地が町民から求められていることから、立地適正化計画における都市機能誘導区域を踏まえて適地への整備により、誰もがいつでも集える、魅力的な図書館を目指します。また、施設整備にあたっては、まちなかへの整備に加えて、他の施設との複合化も検討し、利便性向上を図ります。

【関連するSDGs】



(3) 観光交流センターの整備

- まちなかで広域幹線道路である国道が交差している利便性を活かし、観光交流センターをまちなかに整備し、賑わい創出を図ります。
- 施設整備することで周辺における集客施設などの開発誘導を促し、立地適正化計画における都市機能誘導施設の誘致につなげる一助とします。また、施設整備にあたっては、官民連携した取組などによって、開発誘導や誘導施設の誘致の実効性を高めます。

【関連するSDGs】



(4) まちなかのにぎわい創出をつなぐ取組

- まちなかの賑わいを取り戻すため、上記施設整備に加えて、下記事業を組み合わせることで、区域全体のエリア価値向上を図ります。

① 中心市街地の未利用地(空き店舗跡地等)の緑地化

- まちなかに緑を取り込むことにより、美幌町の特徴でもある「街並みと緑の調和」を図るとともに、商業地域の土地利用について段階的な利用を促進し、つい出かけたくなるまちづくりを目指します。

【関連するSDGs】



② 緑園通の整備

- 道路施設の老朽化が進み、再整備が課題となる一方、車道幅員の広さやまちなかの立地などの優位性を活かし、各施設をつなぐ役割を果たすため、団体からの意見などを参考にした施設整備により、ウォークラブルで魅力ある街路空間の創出を図ります。

【関連するSDGs】



③ 現行施策の見直し

- 住宅リフォーム支援事業や、空き家対策事業などの現行施策については、本計画策定後、誘導区域を踏まえた制度見直しを行うことで、居住誘導の実効性を高めます。

【関連するSDGs】



④ 旭通(町道 770 号)の道道昇格

- 北見市と美幌町間の通勤者の往来など、近年交通量が多くなった町道 770 号道路について、道道への昇格要望を取り進めるとともに、都市計画道路の変更を通じた将来的な街路整備により、更なる賑わい創出を図ります。

【関連するSDGs】



第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

第7章

第8章

第9章

第10章

第11章

第12章

資料編